

平成29年第1回美里町議会臨時会が流会

町民の皆様には日ごろより町政発展のためご協力いただき、心より感謝申し上げます。

平成29年5月1日、原田町長招集による美里町議会臨時会が開会されました。当初予定では1日間の開催でした。しかし、議長の辞職願が提出されず、美里町において慣例・ルールとして行われてきた2年に1度の議長選挙が実施されないことに伴い、議長不信任案が提出され可決されました。その後、2件の専決処分承認については審議・可決されましたが、その他の議案については協議、調整が進まず、会期日程を2日間に延長しても進展はなく審議未了となりました。

今回の事態は、町民の負託を受けた議会全体の問題であり、1日も早い收拾が図れるよう協議に努めてまいります。

議員一同、より一層誠心誠意努力してまいりますので、今後とも議会へのご理解、ご協力をお願いいたします。

議会だより編集委員会

第1回臨時会の審議結果と議員の賛否内訳

○は賛成、×は反対の議員、－は議長のため採決に加わっていません。*本人に関する議案のため除斥

議案名	結果	柳沢章	塩原浩	櫻沢保	大島輝雄	田端恵美子	橋場倅男	内田三郎	柳瀬忠作	原田敏夫	清水貞夫	根本孝代	櫻沢克幸
専決処分	美里町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
	美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
動議	議長不信任決議の動議	○	○	○	○	×	－	○	×	○	○	○	*
	副議長不信任決議の動議	○	○	○	○	×	*	○	×	○	○	○	－
人事	美里町監査委員の選任について	未了											

条例の一部改正

じょうれいのいちぶかいせい

美里町税条例の一部を改正する条例

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限を平成31年度課税まで2年間延長することや地方税法の改正に伴う規定の整備等をするものです。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。

審議未了

美里町監査委員の選任について

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

児玉郡広域市町村圏組合議会議員の選挙について

人 事

じんじ

議会用語と説明

【流会】

何らかの事由によって、会議を開かないで会期を終ることをいいます。なお、休憩後、再び会議を開くに至らず、閉会時間を過ぎた時でも事実上「その日の会議が流会になった」と言う場合があります。

【会期不継続の原則】

議会は、原則として定例会や臨時会の会期中に限り活動できることになっていきます。この活動期間のことを「会期」といいます。会期中に議決に至らなかった事件は消滅して、一切後の会議に継続しないとする原則です。このため、会期中に審査が終了しなければ、会期終了とともに「審議未了」「廃案」となります。

【会期延長】

会期は、(定例会・臨時会)の初日本会議の冒頭で議長が決定しています。ただし、議案の審議が会期中に終わらない場合などは、一度決めた会期を議決によって延ばすこともできます。これを会期延長といいます。

【常任委員会委員の任期】

条例で2年と決められています。ただし、後任者が選任されるまでは在任できます。

【監査委員の選任】

地方自治法の規定により議会選出議員の辞職が承認されたため、後任を選任するものです。

【不信任決議】

この議決によって当然失職したり、退職手続をとるべき法律上の義務はなく、事実上の議会の意思表示・議決となります。

